

大阪市立青少年センター条例の一部を改正する条例案

大阪市立青少年センター条例（平成15年大阪市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「午前9時30分」を「午前9時」に改める。

第17条中第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、同条第5項中「前2項」を「第3項から前項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「宿泊室」を「宿泊室及び駐車場」に、「前項第1号」を「第3項第1号及び前2項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項の次に次の2項を加える。

4 本市の区域内に住所を有しない者に係る施設（センターの駐車場（以下「駐車場」という。）を除く。）の利用料金の額は、前項第1号の規定による金額の1割増しの範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。当該利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

5 日曜日、土曜日及び休日における施設（宿泊室を除く。）の利用料金の額は、第3項第1号及び前項の規定による金額の2割増しの範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。当該利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

別表中「49,600円」を「54,600円」に、「2,700円」を「3,000円」に、「13,200円」を「14,600円」に、「18,200円」を「20,100円」に、「14,700円」を「16,200円」に、「48,800円」を「53,700円」に、「18,400円」を「20,300円」に、「11,900円」を「13,100円」に、「8,900円」を「9,800円」に、「4,300円」を「4,800円」に、

「

宿 泊 室	1人1泊につき 4,800円（1室の使用を許可する場合にあっては、1室1泊につき28,800円）
-------	--

」

を

「

宿 泊 室	1人1泊につき 5,300円（1室の使用を許可する場合にあっては、1室1泊につき31,800円）
駐 車 場	1台1日1回につき 2,000円

」

に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市立青少年センター条例第17条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の施設の使用に係る利用料金について適用し、同日前の施設の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

平成26年9月9日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

青少年センターの供用時間及び利用料金の額の上限を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立青少年センター条例（抄）

（供用時間）

第15条 センターの供用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 施設（宿泊室を除く。） 午前9時30分から午後10時まで
午前9時

(2) 省 略

2 省 略

（利用料金）

第17条 省 略

2 - 3 省 略

4 本市の区域内に住所を有しない者に係る施設（センターの駐車場（以下「駐車場」という。）を除く。）の利用料金の額は、前項第1号の規定による金額の1割増しの範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。当該利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

5 日曜日、土曜日及び休日における施設（宿泊室を除く。）の利用料金の額は、第3項第1号及び前項の規定による金額の2割増しの範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。当該利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

$\frac{4}{6}$ 施設（宿泊室及び駐車場を除く。）の使用許可を受けた者が入場料その他これに類する料金

を徴収する場合における利用料金の額は、前項第1号 の規定による金額の5割増
第3項第1号及び前2項

しの範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。当該利用料金の額の変更をしようとするときも、同様とする。

$\frac{5}{7}$ 市長は、前2項 の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の
第3項から前項まで

額を公告するものとする。

$\frac{6}{8}$ - $\frac{7}{9}$ 省 略

別表（第4条、第17条関係）

区 分	利 用 料 金
練 習 発 表 室	1室1日につき $\frac{49,600\text{円}}{54,600\text{円}}$
控 室	1室1日につき $\frac{2,700\text{円}}{3,000\text{円}}$
音 楽 室	1室1日につき $\frac{13,200\text{円}}{14,600\text{円}}$
ダ ン ス 室	1室1日につき $\frac{18,200\text{円}}{20,100\text{円}}$
美 術 工 房	1室1日につき $\frac{14,700\text{円}}{16,200\text{円}}$
音 楽 スタジオ	1室1日につき $\frac{48,800\text{円}}{53,700\text{円}}$
音 楽 ・ 映 像 編 集 室	1室1日につき $\frac{18,400\text{円}}{20,300\text{円}}$
講 義 室	1室1日につき $\frac{11,900\text{円}}{13,100\text{円}}$
和 室	1室1日につき $\frac{8,900\text{円}}{9,800\text{円}}$
会 議 室	1室1日につき $\frac{4,300\text{円}}{4,800\text{円}}$
宿 泊 室	1人1泊につき $\frac{4,800\text{円}}{5,300\text{円}}$ （1室の使用を許可する場合にあっては、1室1泊につき $\frac{28,800\text{円}}{31,800\text{円}}$ ）
駐 車 場	1台1日1回につき 2,000円